

平成 28 年 12 月 16 日

会 員 各 位

日 本 公 認 会 計 士 協 会
公 会 計 協 議 会 会 長 梶 川 融
副 会 長 山 田 治 彦
常 務 理 事 柴 毅

社会福祉法人への公認会計士監査の導入に当たって

平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）により、平成 29 年 4 月 1 日以降に開始される会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されます。新たな分野での公認会計士監査の導入を受け、当協会では[会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」](#)（平成 28 年 10 月 13 日）を公表し、会員が監査を実施するに当たっての注意喚起を行っています。今般会長声明で言及されている事項について、最近の状況を踏まえ、今後の対応について、以下のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

<概 要>

1. **社会からの要請**：公認会計士監査を導入した社会からの要請は、監査を通じて計算書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することが第一に求められています。結果として社会福祉法人のガバナンスの強化、透明性の向上といった経営力の強化に資することが期待されています。
2. **監査対象の段階的な拡大への対応**：監査対象となる社会福祉法人は、段階的な拡大が予定されています。平成 29 年 4 月から開始される収益 30 億円超、負債 60 億円超の社会福祉法人に対する監査の実施状況が、社会からの期待に応えることができるかが、社会的にも注目されています。必要な監査時間や報酬を確保し深度ある監査を行うことで社会の期待に応えることが重要です。
3. **会員の支援**：研修や情報提供、実務指針の提供等を通じて、会員の業務が社会の要請に応えることができるよう支援していきます。
4. **自主規制機能の発揮**：監査業務が社会の要請に応えるために十分な内容かどうか、事後的なモニタリングに限らず、必要に応じて機動的に自主規制活動の中で確認していくための対応を図ります。
5. **その他の業務への対応**：今般の社会福祉法人制度改革では、法定監査以外にも我々公認会計士に期待されている業務があります。業務の実施に当たっては、社会の期待に応え得るよう、公正かつ誠実に実施ください。

＜1. 社会からの要請＞

我が国の医療・介護に係る社会保障関係支出は年々増加しており、2016年度の国の社会保障給付費のうち医療、福祉が占める額は60兆円を超えるとする推計もあります。社会保障に関する領域は、少子高齢化が進む我が国において、今後ますます重要な役割を占めてくると考えられます。今般の社会福祉法人制度改革は、我が国における持続可能な社会保障の構築の一環としても捉えることができます。

社会福祉法第24条では「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」と規定されています。

今般の社会福祉法人制度改革は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るために、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を目指したもので、公認会計士監査もこの一環として導入されました。

我々公認会計士には、監査を通じて計算書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することが第一に求められていますが、結果として社会福祉法人におけるガバナンスの強化や経営の透明性の向上等の経営力の強化に資することが期待されています。

会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、監査をしっかりと実施されるようお願いいたします。

監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保し、深度ある監査を行うことで、監査の品質を確保することが必要であり、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効果的・効率的な監査を行うことに留意いただくようお願いいたします。

＜2. 監査対象の段階的な拡大への対応＞

会計監査人を置かなければならない社会福祉法人の規模について、社会福祉法施行令（平成28年11月11日改正）では、最終会計年度における収益が30億円を超える法人又は負債が60億円を超える法人とされていますが、社会保障審議会社会福祉部会等での議論を踏まえ、今後、監査対象法人を段階的に拡大していくことが想定されています。

会計監査人の設置が求められる社会福祉法人（特定社会福祉法人）の規模の基準は、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（通知）」（社援発1111第2号、平成28年11月11日）において、以下のとおり記載されています。

また、この特定社会福祉法人の基準については、

- ・ 平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人
- ・ 平成 31 年度、平成 32 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人
- ・ 平成 33 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人

と段階的に対象範囲を拡大していくことを予定している。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとしている。

平成 29 年度から開始される監査の実施状況が、公認会計士監査の導入を図った制度の趣旨・要請に応える成果を上げるかどうか、社会的にも注目されているものと考えています。

また、近年の非営利分野では、医療法人等、公認会計士による法定監査導入が相次いでおり、社会福祉法人のみならず、これらに対する公認会計士監査を、しっかりと行うことが、今後、社会から公認会計士監査の意義をご理解いただき、新たな分野での公認会計士の活用範囲の拡大について、ご理解いただくためにも、非常に重要なものとなると考えております。

< 3. 会員の支援 >

当協会では、これらの法定監査の導入への対応を重要課題とし、会員の業務が社会の要請に応えることができるよう、[公会計協議会の社会保障部会](#)を通じ、公認会計士監査の理解を得るためのリーフレットや公認会計士監査の説明のための資料を提供しており、他にも研修や当該分野における情報提供を進めております。また、[非営利法人委員会](#)による実務指針等の検討を進めており、これらの提供を通じ会員を支援していきます。

< 4. 自主規制機能の発揮 >

一方で、会員が提供する監査業務が社会からの要請に十分応えることができているか、自主規制機関として、事後的なモニタリングに限らず必要に応じて機動的に確認していく方針としています。

このため、会員が法定監査を実施した際に提出を義務付けている、監査契約通知書や監査実施報告書について、社会福祉法人の監査においても義務化に向け検討しています。その際には、監査契約通知書の契約後 1 か月以内の報告義務についてより厳格な遵守を求めることや、監査実施報告書において、必要な確認項目をより詳細に記載することを規定する等、必要な対応を図る予定としています。

また、事後的な対応として、品質管理レビューの活用や監査業務審査会といった自主規制機能の活用も検討していきます。

＜5. その他の業務への対応＞

今般の社会福祉法人制度改革では、我々公認会計士に期待されている業務として、法定監査以外にも以下の業務が掲げられています。

1. 社会福祉法人における社会福祉充実計画策定における財務の専門家としての意見
2. 会計監査人非設置社会福祉法人における専門家の活用(社会福祉法に準じた監査、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援)
3. 公認会計士が社会福祉法人の監事に登用されることが望ましいこと

会員各位がこれらの業務を実施するに際しては、その社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え得るよう、職業的専門家としての基準等を遵守し、公正かつ誠実に業務を実施いただくようお願いいたします。

以 上